

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。〕

附 則

1 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のしよゆの日本農林規格により格付の表示が付されたしよゆについては、なお従前の例による。
2 この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月二十七日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千四百四十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六條、第二十九條第一項（同令第五十五條において準用する場合を含む。）及び第三十條（同令第五十七條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の告示は、廃止し、平成二十七年四月一日から施行する。
平成二十六年八月二十九日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 生系の日本農林規格（平成十年二月二十三日農林水産省告示第三二二号）
- 二 生系の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十年二月二十三日農林水産省告示第三二五号）
- 三 生系についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百八号）
- 四 生系についての検査方法（平成十年二月二十三日農林水産省告示第三四四号）

附 則

（生系の日本農林規格の廃止に伴う経過措置）
1 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の生系の日本農林規格により格付の表示が付された生系については、なお従前の例による。（農林水産大臣が定める農林物資の種類）この認定事項の確認を行う期間を定める件の一部改正（正）

2 平成十八年三月一日農林水産省告示第二百七号（農林水産大臣が定める農林物資の種類）この認定事項の確認を行う期間を定める件）の一部を次のように改正する。
表農林物資の種類欄中、「生系」を削る。
○農林水産省告示第千四百四十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九條第一項（同令第五十五條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月二十八日から施行する。
平成二十六年八月二十九日

農林水産大臣 林 芳正
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。〕

附 則

平成二十六年八月二十九日農林水産省告示第千三百三十九号（食用植物油脂の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。
○農林水産省告示第千四百四十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九條第一項（同令第五十五條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、しよゆの製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月二十八日から施行する。
平成二十六年八月二十九日

農林水産大臣 林 芳正
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。〕

農林水産大臣 林 芳正
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。〕

附 則

平成二十六年八月二十九日農林水産省告示第千四百四十二号（しよゆの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合におけるしよゆについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。
○経済産業省告示第百七十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四十七号）第十一條第一項の規定に基づき、平成二十六年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七條の規定に基づき、公示す。
平成二十六年八月二十九日

経済産業大臣 茂木 敏充

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
412826	野口 敏史	412827	伊藤 優介
412828	井出 敬	412829	三上田美枝
412830	戸神 陽介	412831	河井 康幸
412832	黒崎 崇貴	412833	敷上 徳一
412834	南 雄	412835	堀江 尊徳
412836	廣瀬 史幸	412837	鈴木 慎一
412838	佐藤 顕範	412839	佐々木誠司
412840	磯井 正義	412841	溝部 幹
412842	堀 寿弘	412843	吉本 昌宏
412844	渡辺日菜子	412845	平川 雄一
412846	西岡 昭彦	412847	桑野 衛
412848	藤井 亮一	412849	植本 和樹
412850	堀内 靖	412851	伊藤 誠介
412852	新田 昌宏	412853	乾 嘉宏
412854	田中 俊行	412855	萩原 洋二
412856	金子 大河	412857	川中 雅史
412858	松田 博史	412859	佐藤 友也
412860	上田 勝史	412861	安藤 聡
412862	逢坂 剛典	412863	井口 弘一
412864	木下 佑一	412865	岩崎 大朗
412866	阿部 知泰	412867	行成 梓
412868	山下 晶子	412869	田丸 伸二
412870	小林 徹	412871	大田 智之
412872	野村 直基	412873	大野圭太郎
412874	山口 昌伸	412875	遠座 俊明
412876	田宮 大輔	412877	谷川 富隆
412878	吉川 誠	412879	高川 智秀
412880	村上 忠正		淵沢 智秀

○経済産業省告示第百七十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三條第三項の規定に基づき、平成二十六年八月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七條の規定に基づき、公示する。
平成二十六年八月二十九日

経済産業大臣 茂木 敏充

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
404277	松本 典子	404278	水野 典子
408190	清水 裕子	408191	藤井 裕子
411932	中根 重仁	411933	中根 重仁

○経済産業省告示第百七十八号
中小企業支援法（昭和三十八年法律第四十七号）第十一條第一項の規定に基づき、平成二十六年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七條の規定に基づき、公示す。
平成二十六年八月二十九日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
105081	高松 明博	105991	前田 勝
106037	加藤 伸一	208018	白井 正之
209092	熱海 進	210173	北澤 昌雄
211072	川又 伸弘	211198	南雲 哲男
211205	中谷 義浩	211232	三田村真嗣
211341	剣持 浩	211362	溝部 大
212461	与沢 敬志	214067	大塚由紀子
214140	城間 敏光	214247	山崎 直美
214359	浅野 実	300193	石田 裕信
402221	馬場 智義	402247	金岡 賢一

○経済産業省告示第百七十九号
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五條第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年八月一日付けをもって中小企業診断士の登録簿の削除を行ったので、同規則第十七條の規定に基づき、公示す。
平成二十六年八月二十九日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
402280	佐藤 晴志	402286	糸田 亨子
402338	山田潤太郎		

経済産業大臣 茂木 敏充